

# 避難に関する情報

一部気象庁ホームページから引用

## 市が発令する避難情報と国や県が発表する防災気象情報

洪水や土砂災害、河川の氾濫などの際に、5段階の「警戒レベル」を用いて、避難情報を発令します。

**警戒レベル3【高齢者等避難】**や**警戒レベル4【避難指示】**が発令された際には、危険な場所から速やかに避難行動をとりましょう。なお、安全な場所にいる場合、避難する必要はありません。



## 特別警報

- 「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものです。
- 特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。



特別警報の発表基準 (四街道市に関係のあるものを抜粋しています)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

\*噴火警報レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警報レベル4又は5)を、噴火警報レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

特別警報が発表されたら

- 尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに身を守るために最善を尽くしてください。